

奈良県指定難病等事務補助業務委託（R07.11-R10.05 月分）契約書

- 1 委 託 業 務 の 名 称 奈良県指定難病等事務補助業務委託（R07.11-R10.05 月分）
- 2 業 務 の 内 容 奈良県指定難病等事務補助業務委託に関する仕様書に記載の内容
- 3 業 務 の 履 行 期 間 （１）準備期間
 契約締結日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで

 （２）委託業務履行期間（業務開始日から業務終了日）
 令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで
- 4 契 約 金 額 金 ●● 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 ●● 円）
- 6 契 約 保 証 金 第 3 条のとおり
- 7 履 行 場 所 ・ 令和 7 年度（～R08.03 月）まで
 奈良県奈良市登大路町 30 番地
 奈良県福祉保険部医療政策局 健康推進課分室内

 ・ 令和 8 年度（R08.04 月～）から
 奈良市法蓮町 757
 その他、委託業務を履行するために必要な場所

上記の業務について、奈良県（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲) 住 所 奈良県奈良市登大路町 3 0 番地

氏 名 奈良県知事 山下 真

乙) 住 所 ●●

氏 名 代表者名

(委託業務の履行)

第 1 条 甲は、別添の奈良県指定難病等事務補助業務委託（R07.11-R10.5月分）に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、仕様書に定める要件及び本契約書に定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を履行しなければならない。

(委託料の請求と支払時期)

第 2 条 本契約において、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和 7 年度	●●	円
令和 8 年度	●●	円
令和 9 年度	●●	円
令和 10 年度	●●	円

2 乙は第 13 条第 2 項の検査又は同条第 3 項の再検査に合格したときに、甲に対し各月毎に委託料の支払いを請求することができるものとする。

3 請求額については、別紙のとおり定めるものとする。

4 前項の請求額については、甲乙協議のうえ変更することができる。

5 甲は、第 2 項の規定に基づき乙から正当な請求があったときは、支払請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

6 本契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、請求額について甲乙協議のうえ変更することができる。

(契約の保証)

第 3 条 乙は、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条の規定により、契約と同時に金●●円以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号の規定に該当する場合は免除する。

(統括責任者の設置)

第 4 条 乙は、契約締結後速やかに、委託業務の履行にあたり甲との連絡調整を行い、かつ委託業務の履行に携わる乙の従業員を管理し、指揮命令する者（以下「統括責任者」という。）を選任し、甲に書面で報告しなければならない。

2 甲は、委託業務の履行に関する指図等は、統括責任者又は統括責任者不在のときはそれに代わる者に対して行うものとする。

3 乙は、履行期間中は、統括責任者を交替させてはならない。やむを得ない理由により交替が必要な場合は、乙はあらかじめ甲と協議したうえで、同等の資質を有する者をもって後任に充てなければならない。

4 甲は、統括責任者が著しく不適当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(従業員の配置)

第 5 条 乙は、委託業務を円滑に履行するため、必要な従業員を配置するものとする。

(品質確保等)

第 6 条 乙は、委託業務の履行にあたっては、甲乙協議のうえ定める指針に基づき、適切にリスク管理を行ない品質を確保するものとし、またその向上に努めるものとする。

(法令上の責任)

第 7 条 乙は、委託業務の履行に携わる乙の従業員に対する使用者及び事業者として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

を始めとする労働関係諸法令に基づき、乙の責任において必要な措置を取るものとする。

(秩序規律の保持)

第 8 条 乙は、委託業務の履行に携わる乙の従業員の教育指導に万全を期し、職場の秩序規律を保持し、風紀の維持に責任を負い、甲の信用を維持するものとする。

(施設等の使用)

第 9 条 甲は、委託業務の履行のために必要な施設、備品、参考図書等（以下「施設等」という。）を乙に無償で提供することができる。なお、光熱水費については、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項により施設等の提供を受けた場合において、乙の従業員に対して安全衛生管理上の責任を負うものとし、甲は、乙の施設等の利用に際しては、必要な配慮を行うものとする。

3 乙は、甲から提供された施設等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、かつ委託業務以外の用途に使用してはならない。

4 乙は、自己の責に帰すべき事由により施設等を破損したときは、甲の指定した期間内に、原状に復し、もしくは代品を納め、又は損害を賠償しなければならない。

5 乙は施設等について、委託業務の履行上不要となった場合は、直ちにこれを原状に復して甲に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第 10 条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、もしくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 11 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(処理状況の調査等)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の履行について、随時報告を求め、調査、監督及び必要な指図を行うことができる。

2 乙は、委託業務の履行に支障が生じる状況を確認したときは、速やかに甲にその内容を報告し、対応について甲と協議を行わなければならない。

(完了報告及び検査)

第 13 条 乙は、当月の委託業務を完了したときは、翌月 10 日までに甲の指示する月次業務報告書を甲に提出しなければならない。ただし、3 月分の月次業務報告書については、3 月 31 日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の月次業務報告書を受領したときは、速やかに業務完了を確認するための検査（以下「検査」という。）を実施しなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、月次業務報告書について補正を命じられたときは、遅滞なく補正し、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。

(契約内容の変更)

第 14 条 契約締結後において、天変事変その他経済情勢の激変等により、契約内容が不当と認められるに至った場合は、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める委託料、履行

期間その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、甲及び乙が必要があると認める場合は、協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合においては、契約の全部またはその一部を解除することができる。

- (1) 競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
- (2) その責に帰する事由により履行期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
- (5) 正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 乙の都合により契約の解除を申し出たとき。
- (8) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (10) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (11) 乙の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (12) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (13) 第11号及び第12号に掲げる場合のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (14) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第9号から第13号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (15) この契約に係る下請契約等に当たって、第9号から第13号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (16) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき。

- 2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。

- 3 甲は、第1項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。
- 4 甲が第1項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
- 5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 第1項による契約の解除に伴う物件の返還に要する費用は、一切を乙が負担する。
- 7 甲は、第1項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは、甲乙協議のうえ、契約を解除することができる。

(秘密保持及び個人情報の保護)

- 第16条 乙は、本契約による委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、「個人情報取扱特記事項」(仕様書に添付)を遵守しなければならない。
 - 3 前2項の義務は、乙の従業員についてもこれを遵守させ、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - 4 前3項に定める義務に乙が違反したときは、乙は甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。
 - 5 乙は、乙の従業員に対し、情報漏洩防止を遵守させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育指導しなければならない。

(著作権)

- 第17条 乙の委託業務の履行により発生した著作権法第2条第1項(定義)に定める著作物の著作権は、著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に基づく権利も含めて、無償で甲に譲渡するものとする。なお乙がこれを使用し、又は第三者に使用させる場合は、乙はあらかじめ、甲と協議するものとする。
- 2 乙は、前項の著作物において、著作権法第17条第1項(作者の権利)の規定による著作者人格権を行使しないものとする。
 - 3 第1項の著作物に第三者が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令及び国際条約により外国の法令に基づく保護される権利(以下「著作権等」という。)を有するものが含まれる場合において、甲はその著作物を自己使用の範囲内で複製、翻案等も含め自由に使用することができる。
 - 4 前項の使用に際して、乙は第三者の著作権等を侵害していないこと、また使用に委託料以外の対価を要しないことを保証しなければならない。
 - 5 前項に関する紛争に関しては、乙の責任において対応するものとする。

(業務の引継等)

- 第18条 本契約が終了し、もしくは全部又は一部を解除した場合において、乙は、甲及び甲が指定する者が委託業務もしくはそれに相当する業務を継続するために、甲の指示に基づき必要な措置を講じるものとする。

(予算の減額又は削除に係る契約の解除等)

- 第19条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。
- 2 甲が前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第20条 甲は乙の契約違反により損害を受けた場合、損害賠償を請求できる。

2 乙は、次の各号の損害については、責任を負わないものとする。

- (1) 甲の責めに帰する事由による損害
- (2) 天災地変その他の不可抗力により生じた損害
- (3) 逸失利益

3 委託業務の履行にあたり、乙又は乙の従業員が第三者に及ぼした損害については、乙が賠償するものとする。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約に係る経費)

第22条 本契約の締結に係る経費については、乙の負担とする。

(疑義解決)

第23条 本契約書に定めのない事項又は本契約書に関する疑義が生じた場合は、日本国の法令、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）等の定めによるが、必要に応じ甲及び乙は、信義誠実をもって協議し、その解決を図るものとする。

(補則)

第24条 前条に定めるもののほか、委託業務の履行について必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

別紙 第2条第3項の請求額

令和7年度 ●● 円

年 月	金 額
令和7年11月	●●円
令和7年12月	●●円
令和8年 1月	●●円
令和8年 2月	●●円
令和8年 3月	●●円

令和8年度 ●● 円

年 月	金 額
令和8年 4月	●●円
令和8年 5月	●●円
令和8年 6月	●●円
令和8年 7月	●●円
令和8年 8月	●●円
令和8年 9月	●●円
令和8年10月	●●円
令和8年11月	●●円
令和8年12月	●●円
令和9年 1月	●●円
令和9年 2月	●●円
令和9年 3月	●●円

令和9年度 ●● 円

年 月	金 額
令和9年 4月	●●円
令和9年 5月	●●円
令和9年 6月	●●円

令和9年 7月	●●円
令和9年 8月	●●円
令和9年 9月	●●円
令和9年10月	●●円
令和9年11月	●●円
令和9年12月	●●円
令和10年 1月	●●円
令和10年 2月	●●円
令和10年 3月	●●円

令和10年度 ●● 円

年 月	金 額
令和10年4月	●●円
令和10年5月	●●円